

住民リスト表の閲覧について

住民リスト表閲覧制度の適正な運用を行うことにより、市民の個人情報を一層保護することを目的として、川崎市では住民リスト表の閲覧について、次のように取り扱っています。

1 閲覧の申出ができる場合

閲覧を行う目的が次のいずれかに該当する場合、閲覧の申出が行えます。ただし、他の方法により目的が達成できる場合など、内容によっては閲覧ができないことがありますので御了承ください。

- (1) 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施
- (2) 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施
- (3) 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認

2 閲覧は予約制です。

閲覧予定日の前月の1日（休日の場合はその翌日）の午前8時30分から閲覧予定日の1週間前まで、電話又は窓口で予約を受け付けます。

3 閲覧予定日の1週間前までに次の書類の提出が必要です。

- ① 閲覧申出書（本市所定の様式）
- ② 誓約書（本市所定の様式）
- ③ 閲覧の目的が確認できる書面（アンケート用紙、学術研究等であれば大学の学部長等による証明書、統計調査を行う場合は調査票、訴訟の提起を確認できる書面の写し等）
- ④ 閲覧申出者が法人の場合は法人の概要が確認できる次の書面
 - ア 法人登記、事業所概要、大学の学部長等による証明書（目的を確認する書類との兼用可）等の書類
 - イ プライバシーマークを付与されていることを示す書類

* ①及び②は閲覧毎に、③及び④の書類は、月毎に提出が必要です。

* 委託を受けて閲覧する場合は、委託契約書の写し及び委託元の上記④の書面の提出が必要です。

4 閲覧日当日は、裏面に記載された方法により、閲覧を行う方の本人確認を行います。

本人確認ができない場合は、閲覧ができませんのでご注意ください。

* 必ず裏面の「閲覧者の本人確認について」をお読みください。

5 閲覧方法は、本市所定の転記用紙により、行っていただきます。

6 閲覧を行える人は、1事務所1名です。

7 1か月の閲覧回数は、同一事務所、半日を単位として3回以内です。

8 次の期間は閲覧ができません。

- ・ 3月、4月及び休日の前後
- ・ リスト表の差し替え日等区長が必要と認めるとき。

9 閲覧時間は次のとおりです。

- ・ 午前9時から午前11時00分
- ・ 午後2時30分から午後4時30分

10 手数料は、1世帯につき300円です。該当者がいない場合は、1町丁につき300円となります。



＜閲覧者の本人確認について＞

閲覧を行う方は、閲覧日当日に、次の①に掲げる顔写真付きの本人確認書類を必ず持参してください。なお、①の書類をお持ちでない方は、②の方法により本人確認を行いますので、閲覧日の1週間前までに、その旨をお申出いただき、閲覧日当日は、回答書と氏名を確認できる書類をご持参ください。

① 顔写真付きの本人確認書類

住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書、外国人登録証及び川崎市市民証

* 上記の書類のうち、顔写真が貼付されていないもの及び有効期限が切れているものは、本人確認書類になりません。

② 上記①の本人確認書類をお持ちでない方

①の書類をお持ちでない旨を閲覧日の1週間前までに受付窓口にお申出ください。受付窓口から「住民リスト表閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書」を閲覧者に郵送します。その照会書の回答書欄にご記入いただいたものと氏名を確認できる書類を閲覧日当日に持参していただくことで本人確認をさせていただきます。

※ 氏名を確認できる書類

健康保険被保険者証、各種年金手帳、上記①に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、生活保護受給者証等があります。不明な点は、受付窓口までお問い合わせください。

＜その他＞

- ※ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「ストーカー行為等の規制に関する法律」に基づく支援措置を受けている方につきましては、住民リスト表に登載していません。
- ※ 閲覧状況については、住民基本台帳法第11条の2第12項に基づき、申出者の氏名、利用目的の概要、閲覧日、閲覧に係る住民の範囲を公表します。
- ※ 閲覧申出書は川崎市情報公開条例に基づく公開及び川崎市個人情報保護条例に基づく開示文書の対象となります。
- ※ 偽りその他不正の手段により住民リスト表の閲覧をし、若しくはさせた者又は閲覧事項を本人の事前の同意を得ないで利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、住民基本台帳法第51条により30万円以下の過料に処せられます。

◆各区役所連絡先

名 称	電 話	所 在 地
川崎区役所区民課	044(201)3143	〒210-8570 川崎区東田町8
幸区役所区民課	044(556)6616	〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1
中原区役所区民課	044(744)3175	〒211-8570 中原区小杉町3-245
高津区役所区民課	044(861)3163	〒213-8570 高津区下作延2-8-1
宮前区役所区民課	044(856)3144	〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5
多摩区役所区民課	044(935)3154	〒214-8570 多摩区登戸1775-1
麻生区役所区民課	044(965)5122	〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1